

元食産第 5145 号
元生産第 1860 号
元農振第 2977 号
元政統第 1804 号
元林政政第 719 号
元水漁第 1573 号
令和 2 年 3 月 2 日

関係団体等の長 殿

農林水産省食料産業局長

農 林 水 産 省 生 産 局 長

農林水産省農村振興局長

農林水産省政策統括官

林 野 庁 長 官

水 産 庁 長 官

食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、下記のとおり、厚生労働省から「食品等取扱い事業者の方へ」として、ホームページに食品に関する Q&A が掲載されています。

これによれば、現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されておらず、また、製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、食品を介した感染を心配する必要はないとされています。

このため、農林水産物を始めとする食品を取り扱う事業所等におかれましては、本内容を御了知の上、引き続き、一般衛生管理等を十分に行っていただくとともに、個別の事案ごとに事業継続等について判断を行い、判断に迷う場合には保健所に相談するなど、適切な対処を行っていただきますようお願いいたします。

併せて、取引先に不当な取引条件を課すことのないようお願いいたします。

記

新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方へ）[令和 2 年 2 月 25 日時点版]
(厚生労働省ホームページより抜粋)

1 食品等取扱い事業者の方へ

問 1 食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染することはありますか？

新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年2月21日現在、食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。

製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。WHO は、一般的な注意として、生あるいは加熱不十分な動物の肉・肉製品の消費を避けること、それらの取り扱い・調理の際には、交差汚染予防のために注意すること、としています。

(参考)

新型コロナウイルスに関する Q&A（関連業種の方へ）（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou.html